

議案第 13 号

桐生市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

桐生市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 5 年 2 月 16 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例

桐生市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成  
26年桐生市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課  
後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、  
職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成  
事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓  
練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画  
(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要  
な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するととも  
に、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が  
図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しな  
ければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じ  
て安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を行う場合の所在の確認)

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等の  
ための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗  
車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方  
法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感  
染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施す  
るための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条に  
おいて「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措  
置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知すると  
ともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に  
応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第 13 条第 2 項中「必要な措置を講ずるように」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(安全計画の策定等に係る経過措置)

2 この条例の施行日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、この条例による改正後の第 6 条の 2 の規定の適用については、同条第 1 項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第 2 項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第 3 項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

## 議 案 説 明

議案第 13 号 桐生市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」等の一部改正に伴い、安全計画及び業務継続計画の策定に関する規定の追加その他所要の改正を行おうとするものです。